

県個人情報保護条例第9条「実施機関は、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない」に違反している。

よって、住基ネットに要する財団法人地方自治情報センターへの委託料や機器保守料等2億2千3百95万2千円を熊本県知事が支出することは、不当な公金の支出に当たり、県民に損害を与えたことは明白である。

ここに、その金額を熊本県に返還するよう求める。

4 請求書とともに提出された事実を証する書面

① 平成14年7月31日付朝日新聞記事の写し

② 住民基本台帳法条文の写し

③ 熊本県個人情報保護条例条文の写し

5 請求人陳述の機会に提出された事実を証する書面

① 平成14年8月2日付熊本県知事あての熊本県個人情報保護制度審議会の答申の写し

② 平成14年8月1日熊本県個人情報保護制度審議会議事録の写し

③ 平成14年8月2日付熊本日日新聞記事の写し

④ 平成14年9月18日付朝日新聞記事の写し

⑤ 平成14年9月11日付中野区通知、中野区長コメントの写し

⑥ 平成14年9月19日付神奈川新聞記事の写し

第2 熊本県職員（熊本県知事）措置請求に係る監査の結果

1 監査の実施

(1) 地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成14年9月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、同法第242条第4項の規定に基づき、熊本県知事部局（総務部市町村総室）を対象として、平成14年9月30日及び10月7日に関係職員の事情聴取及び関係資料の閲覧等により監査を実施した。

(2) 請求書の文面及び事実を証する書面並びに請求人の陳述を総合すると、熊本県職員（熊本県知事）措置請求（以下「本件請求」という。）は、次の趣旨であると解される。

① 住民基本台帳法改正法附則第1条第2項の「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定は、住民基本台帳ネットワークシステムに個人情報保護の観点から問題が生じることを認めた上で、政府に個人情報の保護に万全を期するために所要の措置を講ずることを義務づけたものである。

② 現在のように、この措置が講じられていないままの稼働では取り返しのつかない被害が生じ、現に、稼働開始日以降、コンピューターの不具合、住民票コードの誤配、住民票コードが透けて見える等のトラブルが続出している。

③ まさに、この現状は、住民基本台帳ネットワークシステムそのものが、住民基本台帳法に違反しており、熊本県個人情報保護条例第9条の「実施機関は、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない」との規定に違反している。

④ したがって、熊本県知事が住民基本台帳ネットワークシステムに係る経費（財団法人地方自治情報センターへの委託料、機器保守料等）223,952千円を支出することは、不当な公金の支出に当たり、当該金額を熊本県に返還するよう求める。

2 監査の結果

(1) 事実関係

① 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年法律第133号）」（以下「改正法」という。）に基づき整備されている。この中で、本人確認情報の保護については、本人確認情報の安全確保（第30条の29、第30条の33）、本人確認情報の利用及び提供の制限（第30条の30、第30条の34）、本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村、都道府県、国の機関等の職員（受領者の職員）の秘密保持義務（第30条の31、第30条の35）、住民票コードの告知要求の制限（第30条の42）、住民票コードの利用制限等（第30条の43）、罰則（第42条、第44条）等が規定されている。

② 改正法附則第1条第1項で一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日（平成14年8月5日）から施行することとされた。

③ 改正法附則第1条第2項で、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」との規定が設けられた。

④ 個人情報保護法案（平成13年第151回国会提出、継続審議法案）の成立と住基ネットの実施との関係については、改正住民基本台帳法それ自体は、改正法附則第1条第1項の規定により、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年8月5日）から施行することとされており、法律上、個人情報保護法案が成立すると否とにかかわらず、法令で定める日に施行することが義務付けられている。また、改正法附則第1条第2項は、政府は速やかに「所要の措置」を講ずるものと定めているが、個人情報保護に関する法律の整備については、政府は立法機関ではなく、自ら法律を制定することはできないのであるから、ここで言う「所要の措置」とは、法律案の検討、作成、国会への提出を意味し、政府としては、平成13年3月に個人情報保護法案を国会に提出したことにより、「所要の